

静岡市立清水病院オープンシステム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医学の進歩に対応し、地域医療の向上に寄与するために静岡市立清水病院（以下「病院」という。）において実施するオープンシステムについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「オープンシステム」とは、静岡市清水医師会、静岡市静岡医師会、庵原郡医師会、静岡市清水区歯科医師会及び静岡市静岡歯科医師会（以下これらを「医師会等」という。）の会員が、病院の施設、設備等を利用し、病院の医師と協力して、病院の業務として診療業務を行うシステムをいう。

(登録医の登録等)

第3条 オープンシステムを利用しようとする医師会等の会員は、その所属する団体を經由して、市長に登録を申し出るものとする。

2 前項の登録の期間は、1年とする。ただし、更新することを妨げない。

3 市長は、第1項の登録を受けた者（以下「登録医」という。）に登録医として適当でないと認められる事由が発生したときは、第11条に規定する運営協議会に諮った上で、当該登録医の登録を取り消すものとする。

(登録医の責務)

第4条 登録医は、オープンシステムに基づく診療業務に従事するときは、病院に係る条例、規則その他の規程を遵守するとともに、診療上の責務を誠実に果たすものとする。

2 登録医は、病院が主催する診療科カンファレンス、研究会、研修会等に参加するよう努めるものとする。

(主治医制)

第5条 オープンシステムに基づく診療業務においては、主治医は原則として病院の常勤医師を充て、登録医は副主治医となるものとし、主治医と副主治医は、協力して患者の診療に当たるものとする。

(診療)

第6条 オープンシステムに基づく診療に係る各患者ごとの治療方針、入退院の決定等は、主治医、副主治医及び当該診療科の科長の協議によるものとし、協議が整わないときは、科長が決するところによるものとする。

2 オープンシステムに基づく診療時間及び休診日は、静岡市立病院条例（平成15年静岡市条

例第173号) 第2条に定めるところによるものとする。

- 3 オープンシステムに基づく診療に用いる診療録、処方箋、医薬品、診療材料等は、病院所管のものを使用するものとする。

(病床数等)

第7条 オープンシステムに基づく開放型病床数は、おおむね5床とし、分散型とする。

- 2 オープンシステムに基づく入院の順序は、病院の一般患者と同様の取扱いとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。
- 3 登録医は、オープンシステムに基づく入院を指示するに当たっては、当該患者に対しオープンシステムの内容を十分に説明しておくものとする。

(依頼検査)

第8条 登録医は、オープンシステムの一環として、病院に外来検査を依頼することができる。

- 2 前項の外来検査の実施については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(報酬等)

第9条 登録医に対する報酬の額は、市長と医師会等とが協議して、別に定めるものとする。

- 2 市長は、登録医がオープンシステムに基づく診療業務の従事中において災害を被ったときは、市が加入する保険の範囲で補償を行うものとする。

(医事紛争の処理に係る協力)

第10条 オープンシステムに基づく診療業務に関し発生した医事紛争について、当該登録医は、市長による当該紛争の処理に誠実に協力するものとする。

(運営協議会)

第11条 オープンシステムの円滑な運営及び保健所等関係機関との連携を図るため、静岡市立清水病院オープンシステム運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

- 2 運営協議会は、病院の職員、登録医及び保健所の職員をもって組織する。
- 3 第2項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(医師会等の会員でない者による利用)

第12条 市長が特に必要があると認めるときは、医師会等の会員でない医師又は歯科医師にオープンシステムを利用させることができる。この場合において、第3条中第1項の登録は、当該医師又は歯科医師が直接申し出るものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、オープンシステムの運営に関して必要な事項は、市長

が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月16日から施行する。